

舶用製品の放射線測定に係る管理規程（作成例）

平成 年 月 日
(株) ○ ○ ○ ○ ○

1. 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して、海外ユーザーから当社製品について放射性物質による汚染が懸念されている。

本規定は、当社が製造・販売する輸出用舶用製品に放射能汚染が無いことを証明することを目的として定め、以下の要領に基づき放射線測定等を実施することとする。

2. 適用範囲

この管理規程は、当社が製造・販売する舶用製品について適用する。

3. 舶用製品の放射線の測定

1) 測定場所

測定環境の整った自社施設内を基本とする。

2) 測定機器の性能

①検出対象： γ （ガンマ）線を検出できること。

②検出範囲：1cm線量当量率が{0.1～5 μ Sv/h}以上

③校正：計量法認定事業者の校正証明書、又は、それに準ずるメーカー校正証明書を1年以内に受けていること。

3) 実施体制

放射線の測定に際しては、(○○○部長)を総括責任者とする実施体制を構築し、(○○○課長)が測定担当者を指名する。

4) 測定方法及び測定箇所等

適正な測定方法により、別添（舶工6-1）（A図）、（舶工6-2）（B図）を参照して各面の放射線の最大値と最小値をそれぞれ記録する。（但し、重量、形状等により測定不可能な箇所が存在する場合は省略することができる）。また、測定する際には当該測定場所におけるバックグラウンド（放射線）も同時に測定し、記録する。

①「」製品の測定方法

・全ての舶用製品についてA図を参照して測定する。但し、同一製品をロット（多数）で出荷する場合は総括責任者が適当と認めたサンプリング数に減じて測定することとする。

②包装、梱包等の測定方法

・B図を参照して測定する。

・多数の製品を混在して梱包する場合であって、総括責任者が適切と認めた場合には、①の個々の製品の測定について省略することができるものとする。

5) 有意な放射線が検出された場合の対応

測定の結果、有意な放射線が検出された場合は、除染した後に再測定する。（バックグラウンド値であることが望ましい。）

4. 測定結果の管理・保管

測定結果は、確認書（写）により管理・保管する。

以上